

熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金交付要綱

制定	令和	4年	5月	9日	市長決裁
改正	令和	6年	3月	28日	農業支援課長決裁
	令和	7年	3月	24日	農業支援課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の鳥獣対策の強化を図るため、自治会や地域の代表者を中心とした地域住民（以下「自治会等」という。）に対し熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業実施要綱第1条第1項に定める熊本市市民との協働による鳥獣対策事業へ取り組んでいる自治会等とする。

2 補助対象者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であることとする。

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市の鳥獣対策の強化のために行われる事業であって、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象者が専門家等を招へいして行う研修会等の実施に要する経費
- (2) その他本市の鳥獣対策の強化に資する事業であって市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の総額とする。ただし、予算枠の都合により市長が上限額を定めたときは、当該総額又は上限額のいずれか低い額とする。

(交付の制限)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付は、1自治会等につき、一の年度に1回を限度とする。

(交付の申込み)

第6条 補助金の交付の申込みをしようとするものは、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金交付申込書（様式第1号。以下「交付申込書」という。）に次に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 前条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、当該申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。

- 3 第1項の規定による審査の結果、事業を行わないと決定したものには、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 補助金の交付の決定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

（交付の条件）

第8条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 補助対象者が既に補助金の交付（概算交付を含む。）を受けている場合に前項の規定による交付決定の取り消しがあったときにおける補助金の返還及び違約加算金の請求並びに当該補助対象者に対する他の補助金の支給の一時停止については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第12条の規定に定めるところによる。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

（補助事業の変更又は中止の手続）

第9条 第7条の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が補助事業を変更（補助対象経費が3割を超える増額又は減額となる場合に限る）し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業計画変更・中止申込書（様式第5号）に次に掲げる書類（中止にあつては、第2号に掲げる書類）を添付して市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないこととする。

- (1) 変更後の活動計画書
- (2) 補助金交付決定通知書

2 前項の規定による変更又は中止の承認の申込みがあった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、市民との協働による鳥獣対策事業補助金交付取消・変更通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知することとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から30日を経過する日（当該経過する日が交付決定を受けた年度の3月31日以降の日となるときは、当該3月31日）までに、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（1）補助対象経費に係る領収書の写し

（2）その他市長が指定する書類

（補助金の額の確定）

第11条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めたときは、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知することとする。

（補助金の請求）

第12条 前2条の規定による交付確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日（その日が交付決定を受けた年度の翌年度の5月10日以降の日となるときは、当該5月10日）までに、請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならないこととする。

（概算交付の手續）

第13条 前条の規定にかかわらず、補助事業の遂行上必要があると認められる場合は、交付決定した額の10割に相当する額の範囲内で、補助事業の完了前に概算額を交付することができることとする。

2 前項の規定による概算額の交付を受けようとする補助対象者は、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金概算交付申請書（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

3 前項の規定による概算額の交付の申込があった場合は、速やかにその内容を審査し、概算額の交付を決定したときは、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金概算交付通知書（様式第11号）により、当該補助対象者に通知することとする。

4 概算額の交付を受けた補助対象者は、第11条の規定により確定された補助金の額が当該概算額に満たない場合は、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないこととする。

（交付決定の取消し）

第14条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

（1）第8条に規定する交付の条件に違反した場合

（2）第9条第2項に規定する変更交付の条件に違反した場合

（3）補助事業者としての要件を満たさなくなった場合

（4）虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付決定の取消しをした場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

（雑則）

第15条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。
- 2 決裁の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日をもって廃止する。